

熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例の一部改正について

熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例（平成 12 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「条例は、」の次に「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）附則第 5 条の規定により公衆衛生上必要な措置の基準となる同法による改正前の」を加え、「に規定する公衆衛生上講ずべき措置の」を「の規定により定める」に改める。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

2 この条例は、令和 3 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第 2 の 2 の項中「容器包装詰加圧加熱殺菌食品（）」の次に「食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（令和元年政令第 122 号）による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

（提出理由）

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）の施行等に伴い、熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例（平成 12 年条例第 31 号）の

有効期限を定める等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。